

第二十四号議案

江戸川区角野栄子児童文学館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区角野栄子児童文学館条例の一部を改正する条例
 江戸川区角野栄子児童文学館条例（令和四年三月江戸川区条例第六号）の一部
 を次のように改正する。
 第二条中「在住、在勤」を「在住し、在勤し、」に改める。
 別表第一を次のように改める。
 別表第一（第七条関係）
 入館料

区分				利用単位		利用料金	
一般	子ども	子ども（年間パスポート）	子ども（年間パスポート）	一人当たり		区民	区民以外
				一、五〇〇円	二、一〇〇円	五〇〇円	七〇〇円
				六〇〇円	九〇〇円		

備考

一 一般とは高校生以上の者をいい、子どもとは四歳以上中学生以下の者をいう。

二 四歳未満の者の利用料金は、無料とする。

三 利用料金は、年間パスポートを除き、一回の金額とする。

四 年間パスポートの有効期間は、交付の日から起算して一年間とする。た

だし、有効期間の満了の日が児童文学館の休館日に当たるときは、その日

五 後においてその日に最も近い休館日でない日までとする。

六 年間パスポートは、その氏名欄に記載された者に限り利用することがで

七 きる。

八 ならず。

九 付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(説明)

江戸川区角野栄子児童文学館の利用料金は、年間パスポートの区分を新設する
ほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。